



情報通

2005. August 8月号

発行日:平成17年8月1日

発行:東京税理士会
情報システム委員会

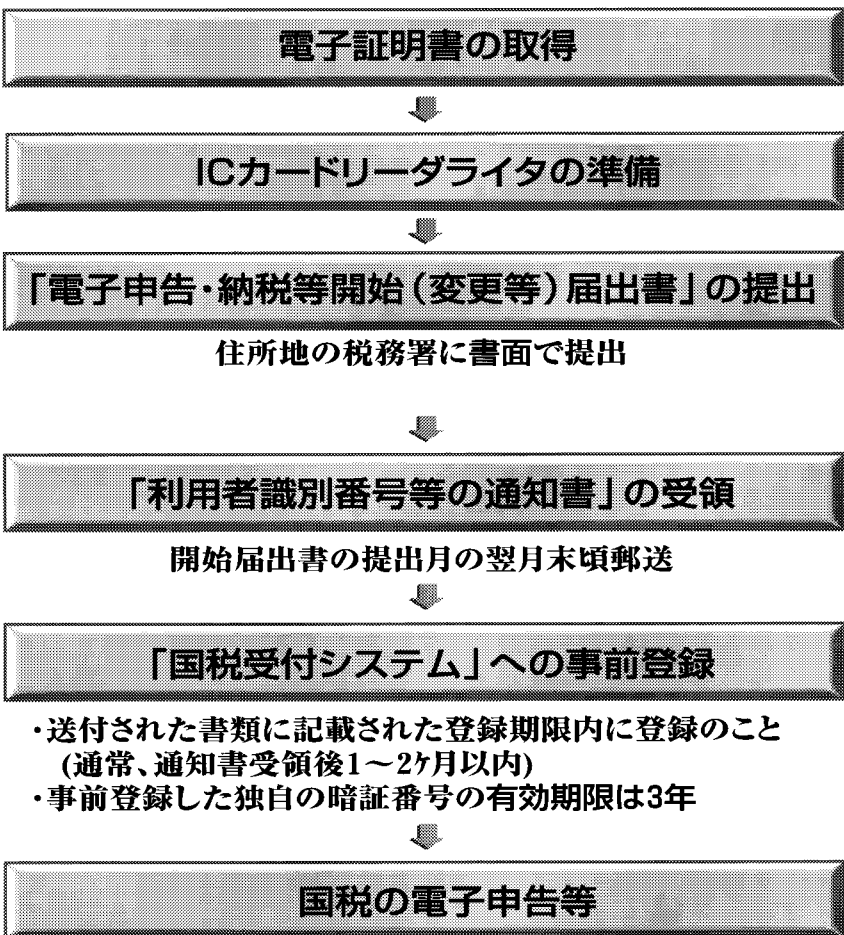
題字「情報通」:金井塚 清(豊島)

似ているようで、ちょっと違う e-TAXとeLTAX

地方税について平成17年2月から都道府県税である法人住民税と法人事業税の電子申告が開始されました。平成18年1月からは法人住民税としての市町村民税と固定資産税(償却資産税)の電子申告が開始される予定です。因みに東京都は、今年の8月からインターネットを利用して電磁的方法により申告が可能とのことですので今月号の情報通では、すでに経験をした国税の電子申告システムであるe-Taxと比較する形で地方税ポータルシステムであるeLTAX(エルタックス)を再度取り上げてみたいと思います。

国税と地方税の電子申告開始手続はそれぞれ一度行えば良いことになっております。従って平成16年から今までにかけて法人税や消費税の電子申告を行っている場合は、この先は国税の開始手続は不要です。他方、新たに地方税電子申告を開始する場合は、下記の流れに従って手続を進めて下さい。

国 税



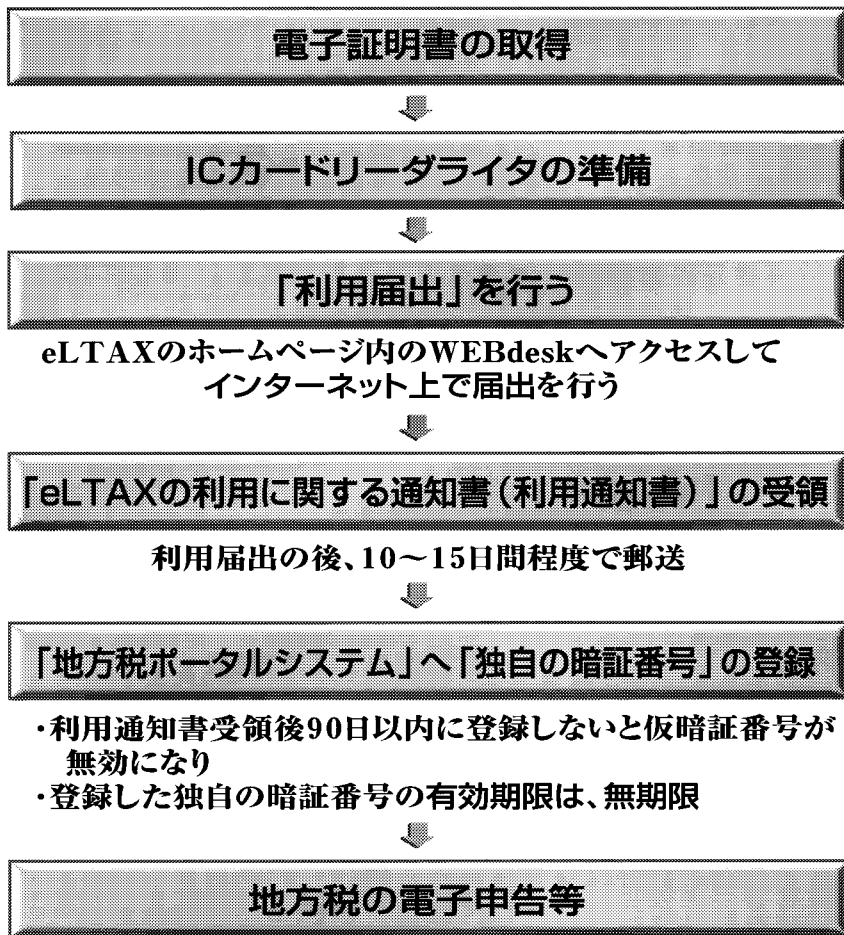
☆この先の手続については下記e-Taxホームページをご参照下さい。

<http://www.e-tax.nta.go.jp/>

※e-Taxの利用可能時間

月曜日~金曜日の午前9時から午後9時(祝日等を除きます。)

地 方 税



☆この先の手続については下記eLTAXホームページをご参照下さい。

<http://www.eltax.jp/>

※eLTAXの利用可能時間

月~金(祝日等を除く)午前8時30分~午後8時

大げさな個人情報保護対策の前に整理/整頓/大掃除

机の上は美しく

プライバシーマーク取得のためにコンサルを受けたり、ファイアウォールを構築したり、コンプライアンス社内セミナーを実施したり、どれもこれも大切なことではあるのですが、世間での個人情報保護方法対策の嵐の中で、どうも肝心金目の足元に気が行っていないようなのです。

派遣の職員が休んだとたん文書を探し回った経験はありませんか?三日前交わした見積書を机の上の書類の山を探したことはありませんか?文書を探し回る・机の上の書類の山を探す...このことは社内では「文書管理」が実施されていない事実を示すもので、まずこの事実の認識から「個人情報保護法対策」に関わるべきなのです。一見無関係な個人情報漏洩と文書探しは、表裏の深い関係を持っているのです。

大げさな個人情報保護法対策の前に、事務所内の「整理・整頓・大掃除」を実施しなければなりません。

「整頓」と「整理」はどう違う?

「整理・整頓」と一般に言いますが、ただ片付けるというわけではないのです。ただ片付けるといえば、どちらかという「整頓」になります。

「整頓」とは、資料のファイルに背表紙を付け、並び揃えるなどをいいます。こうすることによって、資料検索時の手順が縮小されることは確実です。しかし、この「整頓」は「文書管理」の本筋ではありません。

「整理」とは、呼んで字のごとく、「理」で「整」えることです。業務のプロセスが明瞭になっており、そのプロセスと「文書」の関連が明確になっており(=理)、その「理」に従って「文書」が「整」えておれば、最短距離でその必要文書にたどり着き、意思決定を迅速に行うことを可能にするのです。

事務所の業務に限らず、すべてのことと言えることですが、必要なものが、必要なときに、必要なところにあるならば、てきぱきと仕事も出来るというものです。

また「理」に従って「文書」が「整」えられているならば、それを守るのにも有効なのです。

まずは大掃除から

(個人)情報を狙うのであれば、「何も最新技術を駆使してファイアウォールを破らなくても、従業員をつかって情報機器を持ち出せばたります。

ITの時代と言われて久しいですが、かつてスーパーコンピューターの記憶容量が2~300MBであった時代と比べると、かつてのスーパーコンピューターの数百倍の記憶容量のノートパソコンを何の「整理」をしないまま持ち歩いていくのです。

個人情報保護法対策を真剣にお考えでしたら、大胆な予算を用意する前、事務所を「整理・整頓」という観点から大掃除をしてみたいかがでしょうか?